(証券コード　3696)
平成28年３月11日

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目11番13号
新青山東急ビル４F
株式会社セレス
代表取締役社長　都木　聡

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月28日（月曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　平成28年３月29日（火曜日）午前10時00分

2. 場　　所　　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
　　アイビーホール　２階　ミルトス

3. 目 的 事 項
　報 告 事 項　　第11期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　　定款一部変更の件
　第２号議案　　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ceres-inc.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自 平成27年 1 月 1 日
至 平成27年12月31日）

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

＜全般的概況＞

当事業年度における我が国経済は、国内においては企業の設備投資が緩やかな増加基調にあり、名目賃金の持ち直しや物価上昇率の低下による実質所得の押上げなどから個人消費が底堅く推移しました。一方、海外情勢については中国をはじめとした新興国経済の減速の影響が顕在化したこと、また、中東情勢の緊迫化など、不安材料が多く先行きに不透明感が漂う中、景況感は一進一退の動きが続きました。

携帯電話市場においては、平成27年９月末時点の総契約台数に占めるスマートフォンの割合が56.9%（前年同期末比6.6ポイント増）と継続的に上昇しております(注1)。スマートフォン端末の普及に伴いユーザーのインターネット利用がPCからスマートフォンへシフトしており、スマートフォン広告市場が継続的に拡大することが見込まれています。労働市場においては、平成27年11月末時点の有効求人倍率が1.25倍と上昇傾向が継続しており(注2)、雇用情勢は着実に改善し、求人広告に対するニーズの増加が見込まれています。

このような環境の中、当社は「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指し、運営するサービスのスマートフォン版に注力し、ユーザーの拡大や掲載広告数の増加に向け各種施策の実行や積極的な営業活動を展開しました。また、平成27年３月には拡大する事業に合わせて本社事務所を移転し、今後の成長を見据えた基盤作りも行いました。

この結果、当事業年度の売上高は3,167,289千円（前年同期比30.8%増）、経常利益は458,658千円（同48.5%増）、当期純利益は269,056千円（同8.4%減）となりました。

（注１）株式会社MM総研の発表資料によっております。

（注２）内閣府の月例経済報告発表資料によっております。

なお、当事業年度における事業別の業績は以下のとおりであります。

＜事業別概況＞ （単位：千円）

期別 / 事業別	第10期		第11期（当期）		前年同期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
ポイントメディア	2,390,125	98.7%	3,101,384	97.9%	29.8%増
HRメディア	30,770	1.3%	65,904	2.1%	114.2%増
合計	2,420,895	100.0%	3,167,289	100.0%	30.8%増

①ポイントメディア事業

ポイントメディア事業におきましては、会員の利便性向上を目的とした会員登録方法やプロモーション手法の改善により会員数が増加したことに加え、獲得した会員のアクティブ率向上を図るためにゲームコンテンツを導入したほか、広告主のニーズに合わせて広告商品を設計するタイアップ広告への注力やクラウドソーシング（注）といった取り組みを行いました。また、平成27年４月には、当社が保有していた既存のポイントメディアとは異なる会員層を持つ「お財布.com」事業を譲受け、ポイントメディアの新たなラインナップを加えることでメディアとしての価値を高めてまいりました。

O2O事業への取り組みとしては、平成27年５月にビットコインサービスを提供する株式会社bitFlyerと、同年８月にビットコインサービス「coincheck payment」を提供するレジュプレス株式会社と、同年12月にはビットコインサービスを提供するビットバンク株式会社と業務提携を行い、ポイントメディアで獲得したポイントとの交換促進を通じユーザビリティ向上及び会員の活性化を図ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,101,384千円（前年同期比29.8%増）となりました。

（注）インターネット上で不特定多数の人にデータの入力や記事作成などの仕事を依頼すること。

②HRメディア事業

HRメディア事業におきましては、営業活動の強化により前事業年度末に比べ求人広告の掲載件数が1.7倍の約５万７千件と大幅に増加したこと等によりサイトへの流入数が増加し、売上が拡大しました。

この結果、当事業年度の売上高は65,904千円（前年同期比114.2%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は、91,775千円であります。その主な内容は、ソフトウエアの開発ならびに取得29,696千円、コンピューター購入費11,586千円であります。

（3）資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関より長期借入金500,000千円を調達し、長期借入金336,051千円を返済いたしました。

（4）他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成27年４月１日付で株式会社オープンキューブから「お財布.com」事業を譲受けております。

（5）財産及び損益の状況の推移

区分＼期別		平成24年 第８期	平成25年 第９期	平成26年 第10期	平成27年 第11期(当期)
売上高	(千円)	582,173	1,171,986	2,420,895	3,167,289
経常利益（△損失）	(千円)	△5,600	154,296	308,828	458,658
当期純利益（△損失）	(千円)	△10,155	90,121	293,750	269,056
１株当たり当期純利益（△損失）	(円)	△1.35	12.05	38.05	30.68
総資産	(千円)	397,802	854,167	2,488,421	3,326,210
純資産	(千円)	150,387	240,508	1,629,426	1,907,453
１株当たり純資産額	(円)	20.11	32.15	186.01	215.90

（注）1. １株当たり当期純利益（△損失）は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. １株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 当社は第９期に平成25年６月11日付で１株を100株、第10期に平成26年６月19日付で１株を100株、第11期に平成27年１月１日付で１株を２株に株式分割しております。１株当たり当期純利益（△損失）及び１株当たり純資産額は、当該株式分割が第８期の期首に行なわれたものとして算出しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

（7）対処すべき課題

当社の主力事業であるスマートフォンメディア事業は、端末の普及とインターネット技術の進化及び広告市場の拡大等と相俟って、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境で事業を展開する当社が継続的な成長を達成するためには、現在の主力メディアである「モッピー」「モバトク」「お財布.com」「モッピージョブ」のユーザーの満足度を高める一方、広告主に対しても利用価値の高いメディアを提供し続ける必要があると認識しております。

これらを実現するため、当社は以下の７点を主な経営課題と認識しております。

①自社メディアの強化

当社の運営する「モッピー」「モバトク」「お財布.com」「モッピージョブ」の各メディアが長期にわたって持続的に競争力を獲得していくためには、メディアの利用価値を高めることを通じてユーザー数の拡大を図るだけではなく、メディア相互を連携させながら効率的に運営していくことも重要であると考えております。

メディア力強化に直結するユーザー数の拡大については、従来より実施している費用対効果の高い広告出稿や既存会員による友達紹介だけではなく、webマーケティング技術を駆使した新たな集客手法にも積極的に挑戦してまいります。

②知名度の向上

当社は、自社メディアの利用拡大と企業価値の向上を実現するためには、これらメディアの継続的な改良によりユーザーや広告主の認知度を高めることでサービスブランドの確立を図るだけではなく、サービスを提供する当社の知名度も高めていくことが重要であると考えております。

他社との提携や優秀な人材の獲得等を有利に進めるためにも、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

③人材の確保と育成

当社は、事業環境の変化に対応するため、優秀な人材の採用と継続的な育成が重要な課題であると認識しております。特に、webディレクター、システムエンジニア、webデザイナーといったメディア運営に不可欠な人材を事業規模の拡大に合わせて適時に確保し、それら人材を有機的に連携させることで新たな価値を生み出し、他社との差別化を図っていく方針であります。

これまで当社は業務遂行上必要最低限の人数での組織運営を行ってまいりましたが、今後、環境の変化に対応しつつ事業規模を一層拡大するためには、メディアを支える優秀な人材の採用と育成が不可欠であると考えております。

④技術革新や事業環境の変化への対応

当社が事業を営んでいるインターネット関連市場は技術革新のスピードが速く、また、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードの早い環境となっております。近時では、携帯端末市場においてフィーチャーフォン端末に代わりスマートフォン端末が急速に普及するといった当社事業への影響の

大きな環境変化も見られております。当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、メディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大していけるよう、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築することが重要であると考えております。

⑤サイトの安全性強化の取組み

各種インターネットサービスの普及につれて、サイトの安全性維持に対する社会的な要請は一層高まりを見せております。当社は、自社メディアにおいて現金や電子マネーに交換可能なポイントをユーザーに付与している立場であり、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの安全性を継続的に強化していくことが重要であると考えております。

⑥システムの安定化

当社の主要事業であるポイントメディア事業においては、全会員のポイントの加減算を記録する等、システム負荷の高いサービスとなっていることから、サービス提供に関するシステム稼働の安定が重要な経営課題であると認識しております。また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、それら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な設備投資を行い、システムの安定に取り組んでまいります。

⑦内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令順守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により実効性を確保してまいります。

（8）主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

ポイントメディア「モッピー」「モバトク」「お財布.com」の運営
HRメディア「モッピージョブ」の運営

（9）主要な営業所の状況（平成27年12月31日現在）

本社：東京都港区南青山三丁目11番13号

（10）使用人の状況（平成27年12月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	19名増	31.0歳	1.6年

（注）1. 使用人数には、アルバイト等は含んでおりません。
2. 使用人数の増加は、業務拡大に伴う新規採用によるものであります。

（11）主要な借入先及び借入額の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	134,375千円
株式会社りそな銀行	134,375千円
株式会社三井住友銀行	91,670千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	91,670千円

2．株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株
（2）発行済株式の総数　9,237,000株（自己株式420,000株を含む）
（3）当事業年度末の株主数　3,352名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	1,180,000株	13.38%
インキュベイトキャピタル５号投資事業有限責任組合	1,000,000株	11.34%
株式会社シーエー・モバイル	900,000株	10.20%
高橋　秀明	880,000株	9.98%
都木　聡	470,000株	5.33%
谷地舘　望	380,000株	4.30%
日本証券金融株式会社	276,200株	3.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	245,500株	2.78%
松井証券株式会社	243,000株	2.75%
小林　保裕	200,000株	2.26%

（注）持株比率は自己株式（420,000株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項（平成27年12月31日現在）

（1）当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議の日	平成25年７月５日	平成25年12月27日
保有人数 当社取締役	 ４名	 １名
新株予約権の数	1,075個	310個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	215,000株	62,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり 90円	１株当たり 90円

（注）1. 当社は平成26年６月19日付で１株を100株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。
2. 当社は平成27年１月１日付で１株を２株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。
3. 取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	都木　聡	有限会社ジュノー・アンド・カンパニー　取締役
取締役副社長	野﨑　哲也	メディア本部長
取締役	高橋　秀明	求人広告事業本部長
取締役	小林　保裕	管理本部長
取締役	高岸　博史	システム本部長
取締役	畑　慎也	サイボウズ株式会社　取締役
常勤監査役	桒山　千勢	
監査役	高橋　由人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ　顧問 BEENOS株式会社　取締役　監査等委員
監査役	上杉　昌隆	桜田通り総合法律事務所　シニアパートナー デジタルアーツ株式会社　監査役 株式会社Aiming　監査役

（注）1．取締役畑慎也氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役である桒山千勢氏は公認会計士の資格を有しており、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外監査役であります。
4．監査役上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5．取締役畑慎也氏、監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）事業年度中に退任した取締役及び監査役

監査役谷地舘望氏は、平成27年３月27日開催の第10期定時株主総会終結時をもって辞任いたしました。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円以上又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とするものであります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

（4）取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	74,550千円（うち社外取締役）	（1名）	（2,400千円）
監査役	4名	6,900千円（うち社外監査役）	（2名）	（2,400千円）
合計	10名	81,450千円（うち社外役員）	（3名）	（4,800千円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成26年３月28日開催の第９期定時株主総会決議において年額300,000千円以内となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年３月28日開催の第９期定時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。

（5）社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役畑慎也氏は、サイボウズ株式会社の取締役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役高橋由人氏は株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、BEENOS株式会社の取締役監査等委員であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役上杉昌隆氏は桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、デジタルアーツ株式会社の監査役、株式会社Aimingの監査役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	畑　慎也	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。
監査役	高橋　由人	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会15回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。
監査役	上杉　昌隆	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会15回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,450千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,450千円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第１項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、改正会社法の施行に伴い平成27年５月22日付でその基本方針の一部を改訂し、以下のとおりとしております。

（1）取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を制定し、役職員はこれを遵守することを徹底しております。

また、コンプライアンス担当部署として管理本部は、コンプライアンス委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築しております。

加えて、役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査担当者を配置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を取締役会が有し、特別リスク検討シートに基づき多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理部門として管理本部が活動を統括し、経営会議内において情報を共有しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

また、取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達しております。

なお、日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備しております。

（5）当社における業務の適正を確保するための体制

経営理念を社内で共有し、足並みの揃った企業価値向上と業務の適正性を確保しております。

また、内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適正性を維持する体制を整備しております。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制としております。また、当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようにすることとしております。

（7）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に従い、必要な報告や情報提供を行うこととしております。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う機会を持つこととしております。また、監査役は取締役会に参加するとともに、必要に応じて経営会議等の社内会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。

なお、監査役会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性と効率性を高めております。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）内部統制システム全般について

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当がモニタリングし、課題の洗出しと改善を進めました。また、J-SOX担当者は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

（2）コンプライアンス体制について

当社の事業のリスクを把握し、対策を立てる機能を持つ機関を社内に設置する必要性があること及びリスク情報を集約し、万一、リスクが発生した場合に、会社が被る損害を最小限にとどめることを目的とし、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス遵守管理全体に関する方針・施策計

画の策定、施策展開、推進の実施、管理状況の定期的な確認の実施等を行いました。
　また、コンプライアンス規程を制定し、これにしたがい、全役員及び従業員が法令等を遵守した行動・高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底いたしました。

（3）反社会的勢力排除について
　全ての新規取引先との取引開始時に、反社会的勢力との取引を排除するための調査を実施し、契約書等に、反社会的勢力排除に関する規定を盛り込む等、運用を拡充しました。

（4）リスク管理体制について
　内部監査担当は、年間の内部監査計画策定にあたって、具体的なリスクを想定し、代表取締役に報告するとともに、リスクに対する体制の整備状況を確認いたしました。

（5）取締役の職務執行について
　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月１回開催し、当事業年度は25回の取締役会を開催いたしました。
　定時取締役会では、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行いました。

（6）監査役について
　監査役は、監査役会において策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施いたしました。また、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。監査役は当事業年度において監査役会を15回開催し、会計監査人と適時に意見の交換を実施するとともに、内部監査担当者やJ-SOX担当者と随時打ち合わせを実施いたしました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,361,557**	**流動負債**	**1,060,800**
現金及び預金	1,433,525	買掛金	55,694
売掛金	606,483	１年内返済予定の長期借入金	114,984
貯蔵品	52,370	未払金	43,744
前渡金	35,273	未払費用	32,603
前払費用	8,360	未払法人税等	100,474
繰延税金資産	208,605	預り金	10,418
その他	16,945	ポイント引当金	606,955
貸倒引当金	△7	その他	95,925
固定資産	**964,653**	**固定負債**	**357,957**
有形固定資産	**71,638**	長期借入金	337,106
建物附属設備	38,577	資産除去債務	9,135
工具、器具及び備品	33,061	その他	11,716
無形固定資産	**483,384**	**負債合計**	**1,418,757**
のれん	425,840	**純資産の部**	
商標権	84	**株主資本**	**1,903,613**
ソフトウエア	51,194	**資本金**	**339,245**
ソフトウエア仮勘定	4,817	**資本剰余金**	**873,635**
その他	1,446	資本準備金	279,245
投資その他の資産	**409,629**	その他資本剰余金	594,390
投資有価証券	243,000	**利益剰余金**	**698,363**
長期前払費用	197	その他利益剰余金	698,363
繰延税金資産	57,847	繰越利益剰余金	698,363
その他	108,585	**自己株式**	**△7,630**
		新株予約権	**3,840**
		純資産合計	**1,907,453**
資産合計	**3,326,210**	**負債・純資産合計**	**3,326,210**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（単位 千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**3,167,289**
売上原価		**2,008,009**
売上総利益		**1,159,280**
販売費及び一般管理費		**694,022**
営業利益		**465,258**
営業外収益		
受取利息	244	
その他	5	250
営業外費用		
支払利息	2,598	
支払手数料	3,340	
その他	911	6,850
経常利益		**458,658**
税引前当期純利益		**458,658**
法人税、住民税及び事業税	154,143	
法人税等調整額	35,458	189,601
当期純利益		**269,056**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（単位 千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成27年１月１日残高	336,680	276,680	594,390	871,070	429,307	429,307
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,565	2,565		2,565		
当期純利益					269,056	269,056
新株予約権の発行						
事業年度中の変動額合計	2,565	2,565	―	2,565	269,056	269,056
平成27年12月31日残高	339,245	279,245	594,390	873,635	698,363	698,363

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成27年１月１日残高	△7,630	1,629,426	―	1,629,426
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		5,130		5,130
当期純利益		269,056		269,056
新株予約権の発行		―	3,840	3,840
事業年度中の変動額合計	―	274,186	3,840	278,026
平成27年12月31日残高	△7,630	1,903,613	3,840	1,907,453

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
工具、器具及び備品	4～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	10年
自社利用のソフトウエア	2～5年（社内における見込利用可能期間）

③長期前払費用

定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

会員の将来のポイント利用による支出に備えるため、サービス開始以降付与したポイントの累計に対し利用実績率等に基づき算出した、翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

（4）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は資産の総額の100分の５以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　40,914千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,590,000株	4,647,000株	―株	9,237,000株

(注) 当期増加株式数は、株式分割（１株につき２株に分割）により4,590,000株、新株予約権の権利行使により57,000株発行したことによるものであります。

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	210,000株	210,000株	―株	420,000株

(注) 当期増加株式数は、株式分割（１株につき２株に分割）によるものであります。

（3）当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　333,000株

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,926千円
ポイント引当金	200,679千円
資産調整勘定	60,355千円
その他	3,122千円
繰延税金資産小計	272,083千円
評価性引当額	△2,947千円
繰延税金資産合計	269,136千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,683千円
繰延税金負債合計	△2,683千円
繰延税金資産の純額	266,453千円

（2）法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6％から平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成29年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は21,810千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については銀行からの借入によっております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。買掛金などの流動負債は、その決済時において流動リスクに晒されますが、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

（2）金融商品の時価に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位 千円）

	貸借対照表計上額（＊1）	時価（＊1）	差額
(1) 現金及び預金	1,433,525	1,433,525	―
(2) 売掛金（＊2）	606,483	606,483	―
(3) 買掛金	(55,694)	(55,694)	―
(4) 未払金	(43,744)	(43,744)	―
(5) 未払法人税等	(100,474)	(100,474)	―
(6) 預り金	(10,418)	(10,418)	―
(7) 長期借入金（＊3）	(452,090)	(452,641)	(551)

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。
（＊2）貸倒引当金は、貸借対照表計上額より控除しておりません。
（＊3）長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位 千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	243,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　215円　90銭

（2）１株当たり当期純利益　　30円　68銭

(注) 当社は、平成27年１月１日付で普通株式１株に対し２株の割合で株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

9．企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

（1）企業結合の概要

① 相手先企業の名称及び取得する事業
相手先企業の名称　株式会社オープンキューブ
事業の内容　　ポイントサイト「お財布.com」の運営

② 事業の譲受けの理由
ポイントメディア事業の拡大のため

③ 事業譲受日
平成27年４月１日

④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業の譲受け

（2）当事業年度に係る損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
平成27年４月１日から平成27年12月31日まで

（3）取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	ポイントサイト「お財布.com」の運営事業	150,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザリー費用等	3,750千円
取得原価		153,750千円

（4）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額
318,127千円

② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

（5）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動負債	334,600千円
負債合計	334,600千円

（6）企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額とその算定方法
概算額の算定が困難であるため、影響額の記載はしておりません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

株式会社セレス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　島　洋　太　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　弘　幸　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セレスの平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１） 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２） 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月16日

株式会社セレス監査役会

常勤監査役　栗山千勢　㊞

社外監査役　高橋由人　㊞

社外監査役　上杉昌隆　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、当社定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条及び第41条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、それに伴い会計監査人の選任の議案の内容を監査役会が決定することとなりましたので、その旨を明確化するため、現行定款第43条を一部変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則 第１条　（省略） （目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作 2.情報処理サービス業並びに情報提供サービス 3.広告の企画及び制作並びに広告代理業務 4.インターネットに関するコンサルティング業務 5.通信販売業 6.無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理 7.古物売買業 8.有料職業紹介事業 （新設） （新設） 9.前各号に付帯する一切の業務 第３条～第４条　（省略） 第２章　株式 第５条～第１１条　（省略） 第３章　株主総会 第１２条～第１７条　（省略） 第４章　取締役及び取締役会 第１８条～第２９条　（省略）	第１章　総則 第１条　（現行） （目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸 2.情報処理サービス業並びに情報提供サービス 3.広告の企画及び制作並びに広告代理業務 4.インターネットに関するコンサルティング業務 5.通信販売業 6.無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理 7.古物売買業 8.有料職業紹介事業 9.電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業 10.各種事業への投資業務 11.前各号に付帯する一切の業務 第３条～第４条　（現行） 第２章　株式 第５条～第１１条　（現行） 第３章　株主総会 第１２条～第１７条　（現行） 第４章　取締役及び取締役会 第１８条～第２９条　（現行）

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第３０条 １　（省略） ２　当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第３０条 １　（現行） ２　当会社は、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第５章　監査役及び監査役会 第３１条～第４０条　（省略）	第５章　監査役及び監査役会 第３１条～第４０条　（現行）
（監査役の責任免除） 第４１条 １　（省略） ２　当会社は、社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第４１条 １　（現行） ２　当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第６章　会計監査人 第４２条　（省略）	第６章　会計監査人 第４２条　（現行）
（会計監査人の選任） 第４３条　会計監査人は、監査役会の同意を得て株主総会の決議によって選任する。	（会計監査人の選任） 第４３条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。監査役会は、会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する。
第４４条～第４６条　（省略）	第４４条～第４６条　（現行）
第７章　計算 第４７条～第５０条　（省略）	第７章　計算 第４７条～第５０条　（現行）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たかぎ　さとし 都　木　　聡 (昭和46年11月９日)	平成６年４月　野村證券株式会社入社 平成12年２月　株式会社サイバーエージェント入社 平成15年１月　有限会社ジュノー・アンド・カンパニー設立　取締役就任（現任） 平成17年１月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	470,000株
2	のざき　てつや 野　﨑　哲　也 (昭和52年３月14日)	平成17年12月　株式会社インタースペース入社 平成19年４月　当社入社 平成20年４月　当社執行役員就任 平成21年３月　当社取締役就任 平成24年３月　当社取締役副社長　兼　メディア本部長　就任(現任)	100,000株
3	たかはし　ひであき 高　橋　秀　明 (昭和49年５月30日)	平成11年８月　株式会社サイバーエージェント入社 平成15年８月　株式会社トラフィックゲート（現リンクシェア・ジャパン株式会社）入社 平成17年１月　当社設立　取締役就任 平成22年４月　当社取締役求人広告事業本部長就任（現任）	880,000株
4	こばやし　やすひろ 小　林　保　裕 (昭和46年１月18日)	平成６年４月　第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 平成16年７月　三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成18年10月　当社取締役管理本部長就任（現任）	200,000株
5	たかぎし　ひろし 高　岸　博　史 (昭和52年12月29日)	平成13年４月　富士ソフトABC株式会社（現富士ソフト株式会社）入社 平成22年２月　当社入社 平成24年３月　当社執行役員就任 平成26年３月　当社取締役システム本部長就任（現任）	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	はた　しんや 畑　　慎　也 (昭和46年３月26日)	平成７年４月　株式会社ジャストシステム入社 平成９年５月　松下電工株式会社入社 平成９年８月　サイボウズ株式会社設立　取締役副社長就任 平成17年４月　同社取締役就任（現任） 平成17年８月　サイボウズ・ラボ株式会社代表取締役就任 平成26年３月　当社取締役就任（現任）	―

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 畑慎也氏は、社外取締役候補者であります。畑慎也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。なお、畑慎也氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について
(1) 社外取締役候補者の選任理由について
畑慎也氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が企業実務において豊富な経験と知識を有しており、システム部門を中心に当社の経営監督機能の強化にその資質を活かしていただけると判断したためであります。
(2) 社外取締役との責任限定契約について
畑慎也氏の再任が承認された場合は、当社と同氏の間で、損害賠償責任の限度額は500万円以上又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

〒150-0002　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号

アイビーホール　TEL. 03（3409）8181（代表）



- 東京メトロ表参道駅 B1・B3出口より徒歩５分　JR渋谷駅より徒歩15分
- 都営バス　（渋谷駅前→新橋駅北口）南青山五丁目　下車
  （新橋駅北口→渋谷駅前）青山学院前　下車

※ 駐車台数に限りがございますので、なるべく最寄りの交通機関をご利用下さい。
※ 青山学院校内（正門・西門・東門）は通り抜け出来ませんので、予めご了承下さい。